

仕 様 書

1 業務名

機械警備業務(旧・中央区民センター施設)

2 対象施設及び所在地

(1) 対象施設

旧・中央区民センター施設

(2) 所在地

札幌市中央区南2条西10丁目(別添1「施設位置図」参照)

3 履行期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで(60か月間)

4 業務内容

(1) 旧・中央区民センター施設内(別添2「旧・中央区民センター施設機械警備図面(監視対象箇所)」により指定した部分)の機械警備

(2) 不法侵入・火災等の事故発見、初期処置及び所管課への連絡(※)

※所管課の緊急連絡先は、変更があった場合を除き、年度ごとに共有するものとする。

(3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定し、文書確認された事項

5 警備時間

原則、防犯開始(警備システムセット時)した時点より、防犯解除(警備システム解除時)された時点までとする。

なお、職員の勤務状況、施設の利用状況等により、開始時刻及び解除時刻が変動する場合がある。

【参考 施設の想定警備時間】

(1) 休館日以外の日:午後7時30分から翌日午前8時まで

(2) 休館日(土・日曜日、祝日、年末年始):24時間

6 警備・警報機器の設置等

(1) 受託者は、別添2「旧・中央区民センター施設機械警備図面(監視対象箇所)」に基づき、対象施設内に警備・警報機器を設置すること。

※火災受信機は、既存設置のものを使用すること。

(2) 警備時間中、当該機器により感知される異常の有無を確認しうる機器(受信装置)を設置する警備基地局としての機能を有する部署において常時監視すること。

(3) 機器の設置に要する一切の経費は、受託者の負担とする。

(4) 設置された機器の所有権は、受託者に帰属するものとする。

(5) 警備基地局と受信装置との間に使用する回線は、断線時に対応できる機能と同等の安定性、安全性を有する通信回線とし、設置に伴う費用及び通信費用は受託者側が負担するものとする。また、障害時に対応できる機能を付加すること。

(6) 警備・警報機器はカードキーによって開始・解除を行うものとし、使用するカードは、30枚を委託者に貸与すること。

(7) 機械警備の開始・解除に係る操作機器は、従業員向けに北側通用口に1箇所、夜間設備巡回員向けに1階階段室内に1箇所の**計2箇所**に設置すること。

7 警備業務の対処

- (1) 受託者は、警備時間中、警備基地局としての機能の存する部署に設置される機器表示盤により区民センターの異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警備時間中、対象施設に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく要員を対象施設に急行させ、施設の状況について確認を行うとともに必要な処置を講ずること。

8 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記6に定める警備・警報設備に関して正常な機能を維持するため、適宜設置機器の正常な機能を確認するほか、任意の方法により毎月保守点検を行い、少なくとも年に1回は、現地において保守点検を行うこと。
また、故障、通信障害等により機器の作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずること。
- (2) 設置した警報機器及び工事配線については、委託期間中、本業務の実施に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

9 機器のき損・紛失

前記8にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

10 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕又は撤去等に関わる工事に伴い、委託者の施設に損害を与えた場合は、原状に回復しなければならない。

11 契約の終了・中途解約における機器の撤去

契約終了後、又は中途解約時において、対象施設に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

12 報告等の義務

- (1) 受託者は、月毎に、機械警備の実施状況について書面により委託者に報告すること。
- (2) 対象施設に異常が発生し、警備員が当該施設に急行した場合等は、速やかにその内容を委託者に報告すること。

13 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し指示を受けること。
- (2) 委託者が貸与した鍵は、受託者の責任のもとに適切に保管すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、札幌市が取得した環境マネジメントシステム(ISO14001)に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の協議により決定すること。

14 発注担当

- (1) 部署名及び担当者
札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 佐々木・南
- (2) 連絡先
電話番号 : 011-350-5738